

はじめての会社法 「学習進度表」

回 数	学 習 テ ー マ		書籍頁数
第 1 回	ガイドンス		P 2
	第 1 章 機関 (1)	第 1 節 株式会社の運営機構のあり方	P 6
		第 2 節 株主総会	P 21
第 2 回	第 1 章 機関 (2)	第 3 節 取締役・取締役会・代表取締役	P 30
		第 4 節 適正な経営を確保するための工夫	P 45
		第 5 節 指名委員会等設置会社	P 55
		第 6 節 監査等委員会設置会社	P 63
		第 7 節 損害賠償責任による取締役の違法行為の抑止	P 70
		第 8 節 株主によるコントロール	P 77
第 3 回	第 2 章 株式 (1)	第 1 節 大資本を結集するための仕組み	P 80
		第 2 節 株主の投下資本回収の仕組み	P 91
		第 3 節 誰が株主か知る仕組み	P 94
第 4 回	第 2 章 株式 (2)	第 4 節 自己株式の取得	P 97
		第 5 節 資金調達仕組み	P 100
		第 6 節 出資単位の調整	P 106
	第 3 章 情報開示	第 1 節 会社法による情報開示	P 112
		第 2 節 金融商品取引法による情報開示	P 120
	第 4 章 組織再編 (1)	第 1 節 組織再編を考える際のポイント	P 144
第 5 回	第 4 章 組織再編 (2)	第 2 節 組織再編の手続 (第 1 説 割愛)	P 164
	第 5 章 会社の設立	第 1 節 準則主義 ～ 第 3 節 変態設立事項	P 174
	第 6 章 会社の概念	第 1 節 会社の概念	P 192

※ 講義内容については変更になる場合があります。予めご了承ください。

「本講座は、税理士講座（実務講座：経営法務）が企画運営しています」

ガイダンス

□ 「はじめての会社法」について

はじめの会社法は、「はじめに」や「Introduction」に書いてありますように、会社法を始めて勉強する人のためのテキストです。もともとは、公認会計士を受験する人達は法学部出身者でない人が多いので、法律を勉強したことがない人達にも分かるような会社法の入門テキストが欲しいというTAC出版の編集者からの依頼で書き始めたものです。

依頼を受けたのは、それまで商法の中に規定されていたものが独立して会社法として制定された平成17年より数年前で、改正法の内容を理解するのに時間もかかりましたが、何とか原稿を書き上げました。最初の原稿は、はじめの会社法の5倍ほどの量がありました。私にとっては自信作でしたが、それを見たTAC出版の編集者が言うには、「会社法を詳細に説明した優れたテキストは、たくさんある。しかし、そのような優れたテキストを読むにはある程度の法律の知識が必要で、初心者には読むこと自体が難しい。それと同じようなテキストを出版しても意味がない」という冷たい反応でした。

そこで、最初の原稿を削りに削って、さらに法律を勉強したことがない人にも分かるようにと工夫して書き直しました。法律の知識がある人を前提に難しく書くのは、それほど難しくないので、法律を知らない人を対象に分かりやすく書くというのは、書いてみれば分かりますが、かなり難しいことです。

何度も書き直して、やっとOKをもらったのが、平成20年に出版された「はじめての会社法」です。

苦勞した甲斐があつてか、「はじめての会社法」は、公認会計士を受験生だけでなく、公認会計士を受験とは関係のない大学生や一般の人達にも広く受け入れられました。

これは、説明の順番として、会社法を理解するうえでの重要なテーマから説明を始めたことや、初心者向けの単なる概説ではなく会社法を理解する上でのポイントを掘り下げて説明したことで、会社法の全体を効率よく見渡すことができるからだと思います。

会社法の全体が見渡せ、基礎が分かれば、詳しいテキストを読み進むことも可能になりますし、解決すべき問題が生じたときに、条文や判例を調べて解決の糸口を見つけることができます。

本講座も、「はじめての会社法」の内容に即して、会社法を理解するポイントをできるだけ分かりやすくお話ししたいと考えています。

□ 平成17年改正前商法（改正前商法）と、平成17年改正後の商法・会社法

現在の会社法は、平成17年の商法改正によって独立した「会社法」として制定されました。それ以前は、会社に関する規定は商法の中に置かれていましたが、会社法の制定に伴い会社について定めた「商法第2編」の規定はすべて削除されました。

以下には後でお話する法律用語も出てきますが、気にせずに読み進んでください。最後まで「はじめての会社法」を読めば、前後関係が分かり、全体像がつかめるはず。 「はじめに」で「稽古とは一より習い十を知り十よりかへるもとのその一」と書いたのはそういう意味です。

改正前商法の会社の種類	会社法の会社の種類
<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社 ・合名会社 ・合資会社 ・有限会社（有限会社法） 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社 ・持分会社 <ul style="list-style-type: none"> ・合名会社 ・合資会社 ・合同会社

改正前商法は、株式会社は上場会社を典型とする大規模会社のための会社形態であるという前提のもとに、平成16年商法改正が定款で株券を発行しない旨を定めることができるとするまで、すべての株式会社は株券を発行しなければならず、また、株式会社には必ず取締役会や監査役が必要である等の一律の規定を設けていました。

しかし、実際には上場企業のような大会社はごく一部で、大部分が中小会社であることから、会社法は、株式会社だからといって一律の規定でなく、それぞれの企業に応じた柔軟な規定を設けています。

その後、会社法は、平成26年（キャッシュ・アウトを行うための特別支配株主の株式等売渡請求の創設、監査等委員会設置会社の創設など）、令和元年（上場会社を念頭に置いて改正であり、社外取締役を置くことの義務付けや取締役の報酬規制の見直しなど）と改正されています。

「本講座は，税理士講座（実務講座：経営法務）が企画運営しています」

【参考：商法等の改正前と改正後の概要】

改正前商法など	改正後商法など
商法 第1編 総則 第2編 会社 第3編 商行為 第4編 海商	商法 第1編 総則 －（会社法へ） 第2編 商行為 第3編 海商
有限会社法 商法特例法など	会社法

会社法は，会社について自己完結的に規定するという立法方針の下に，商法総則に置かれているのと同様の規定を設けています。

その結果，商法総則の規定は，会社以外の商人，特に個人商人に対して適用されるものとなりました。

<商法・第1編総則と会社法との対照表>

	商法・第1編総則	会社法
商業登記	第3章商業登記（8条～10条）	第7編雑則第4章登記（907条～910条）
商号	第4章商号（11条～15条）	第2章会社の商号（6条～9条）
事業（営業）の譲渡をした場合の競業禁止等	第4章商号（16条～18条）	第4章事業の譲渡をした場合の競業禁止等（21条～24条）
商業帳簿	第5章商業帳簿（19条）	第2編株式会社第5章計算等（431条～434条），第3編持分会社第5章計算等（614条～616条）
商業使用人	第6章商業使用人（20条～26条）	第3章会社の使用人等第1節会社の使用人（10条～15条）
代理商	第7章代理商（27条～31条）	第3章会社の使用人等第2節代理商（16条～20条）

□ 会社をめぐる法律関係

会社とは，一般に「営利を目的とする社団法人」と定義されます。

抽象的な話が入るので，詳しくは最後の第5回目で会社の概念を扱いますが，営利を目的とするというのは，①対外的に営利活動をして，②儲かった利益を構成員（社員）に分配するという意味です。社団というのは，人の集まり（団体）を意味します。社員というのは，社団の構成員という意味です。株式会社の構成員を株主と言います。

株式会社を例にとれば，営利活動を行うために株主となろうとする出資者から資金を集め，それを運営して，儲けた利益を出資者（株主）に分配する仕組みが「会社」です。利益追求のための仕組みが会社です。

「第1章機関 - 株式会社の運営機構 -」は，集めた資金をいかに効率よく，かつ適正に運営するかという会社にとって最重要課題を扱います。

「第2章株式」は，資金調達的手段となる株式を扱います。株式は，どのような株式会社を作るかの基礎ともなります。つまり，すべての株式を譲渡制限株式とすれば，仲間内だけで経営できる会社が作れるし，株式を自由に譲渡できるとすれば，多くの出資者を集めることが可能になります。

第1章，第2章を勉強すれば，会社法の8割方はイメージをつかむことができます。

そして，意識しておくといけないのが，会社法は，利益追求の過程で登場する利害関係を妥当に調整することを目的としているということです。

「本講座は、税理士講座（実務講座：経営法務）が企画運営しています」

俗な言い方をすれば、会社法は「欲」と「欲」とのぶつかりあいを調整するために作られた法律といえるでしょう。

たとえば、

- ① 株主の利益⇔会社債権者の利益
- ② 多数派の利益⇔少数派の利益
- ③ 効率的な経営の確保（利益獲得の効率性）⇔適正な経営の確保（経営者の権限濫用防止）
- ④ 会社の利益⇔取引の安全

これらの利害関係を調整するために会社法の条文や制度が作られており、「なぜそのような条文や制度が作られたのか」という趣旨（＝立法趣旨）から考えてみると、条文や制度が理解しやすいです。

特に、「株式会社の機関設計」（p 8～）は、なぜそのような条文（会社法 326 条～328 条）が作られたのかを勉強するのに最適のテーマで、会社法のもののお考え方を知ることができます。

□ 会社法と商法・民法の関係

はじめての会社法では扱っていませんが、簡単に会社法と商法・民法の関係について触れておきます。

前述のように商法総則との関係では、会社法はそれ自体の中に自己完結的に同じことを規定しているの、商法総則それ自体を勉強する必要性はあまりないです。

会社が資金を運用して対外的な営利活動をする場合、たとえば物を製造して商品売る場合には、相手方と売買契約を結びます。契約に関しては、民法に詳細なルールが定められていますが、商法第2編の「商行為」という部分は、企業の営利活動に適したように民法の契約に関するいくつかの特則が定められています。なので、商法に規定がなければ、原則である民法の契約に関する規定が適用されることになります。

- 民法：一般市民の生活関係（財産と身分）を規律の対象（＝一般私法）
- 商法：企業に特有の生活関係を規律の対象
 - ⇒ 企業関係の特殊性を考慮して作られた民法の特別法に該当し、企業の活動については民法に優先して適用される（商法1条）。

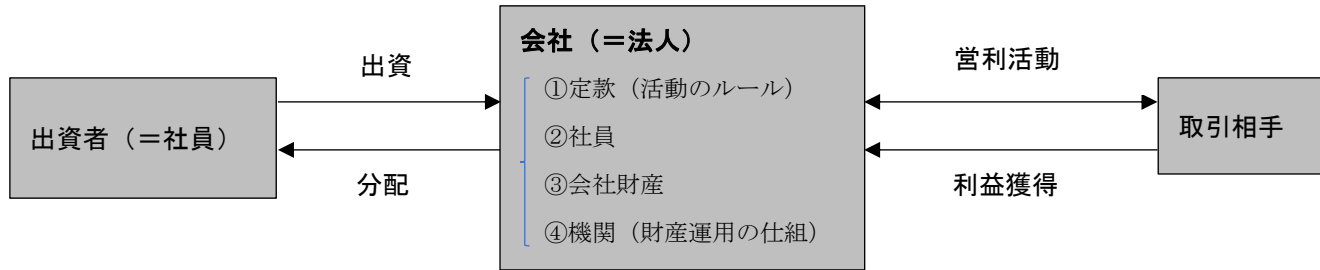
ex. 民法と商法の規定内容の違い

	民法	商法
代理	顕名主義（99条）	簡易・迅速性→非顕名主義（504条本文）
契約の申込に対する諾否通知義務	なし	簡易・迅速性→一定の場合あり（509条）
債務者が複数の場合	分割債務（427条）	債務の履行の確実化→連帯債務（511条1項）
報酬請求権	無報酬が原則	営利性→報酬を請求できる（512条）
法定利息の請求	消費貸借は、無利息が原則（587条）	営利性→法定利息を請求できる（513条1項）

「本講座は、税理士講座（実務講座：経営法務）が企画運営しています」

第1章 機関 — 株式会社の運営機構（1）「p6～」—

□ 会社は、誰のためにあるか p 6



個人企業（人が単独で企業を営む）	会社（複数の人が集まって企業を営む）
<ul style="list-style-type: none"> ・個人の労力には限界がある ・個人の資金力には限界がある ・個人の生命には限界がある <p style="text-align: center;">↓</p> <p>利益の獲得にも、損失の分散にもおのずと限度がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・労力を結集する ・資金を結集する ・会社は倒産しない限り、死ぬことはない <p style="text-align: center;">↓</p> <p>資金・労力を結合することで、利益の拡大・損失の分散が可能となるし、永続的な活動ができる。</p>

□ 会社の機関とは p 7

□ なぜ機関が必要か p 7

※ 関連条文

326 条（株主総会以外の機関の設置）

- ① 株式会社には、1人又は2人以上の取締役を置かなければならない。
- ② 株式会社は、定款の定めによって、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、監査等委員会又は指名委員会等を置くことができる。

327 条（取締役会等の設置義務等）

- ① 次に掲げる株式会社は、取締役会を置かなければならない。
 - 一 公開会社
 - 二 監査役会設置会社
 - 三 監査等委員会設置会社
 - 四 指名委員会等設置会社
- ② 取締役会設置会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）は、監査役を置かなければならない。ただし、公開会社でない会計参与設置会社については、この限りでない。
- ③ 会計監査人設置会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）は、監査役を置かなければならない。
- ④ 監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、監査役を置いてはならない。
- ⑤ 監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、会計監査人を置かなければならない。
- ⑥ 指名委員会等設置会社は、監査等委員会を置いてはならない。

327 条の2（社外取締役の設置義務）＝ 令和元年改正

監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、社外取締役を置かなければならない。

328 条（大会社における監査役会等の設置義務）

- ① 大会社（公開会社でないもの、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）は、監査役会及び会計監査人を置かなければならない。
- ② 公開会社でない大会社は、会計監査人を置かなければならない。

「本講座は、税理士講座（実務講座：経営法務）が企画運営しています」

- 株式会社の機関設計のルールを決めている基準はなにか p 8～9, 12
- 公開会社・公開会社でない会社（∴非公開会社）の区別はなにか p 10～11
- 大会社・そうでない会社（∴中小会社）の区別はなにか p 11
- 2つの座標軸で機関設計を分類するとどうなるか p 12
- 非公開・中小会社で、最低限必要な機関はなにか。なぜ、それで足りるのか p 13
- 非公開・大会社で、最低限必要な機関はなにか。なぜ、会計監査人が必要か p 14～15
- 公開・中小会社で、最低限必要な機関はなにか。取締役会の設置が強制されるのは、なぜか。さらに、監査役
の設置が強制されるのは、なぜか p 16～17
- 公開・大会社で、可能な機関設計は何通りあるか p 17～18
- 株式会社の効率的経営の確保と適正な経営の確保の観点から機関設計を考えるとどうなるか p 19～20
- 会社は、株式会社と持分会社の2つのグループがあるが、2つを分ける決定的な違いは何か p 29, 192

第2節 株主総会

- 株主総会の権限は p 21
- 取締役会非設置会社の株主総会は「最高かつ万能の機関」 p 22～23
- なぜ、取締役会設置会社では、株主総会の決議事項が限定されているのか p 21～23
- 会社法上株主総会の決議事項とされているものには、どのようなものがあるか p 23～24
- 株主総会の招集手続には公開会社と非公開会社でどのような違いがあるか p 24～26
- 取締役会設置会社が、株主総会の招集通知を書面で行い、株主総会の目的である事項（議題）を記載しなければならぬのはなぜか p 23～25
- 招集通知の省略できるのはなぜか。省略するための要件は p 26
- 1株1議決権の原則とその例外 p 27
- 株主総会に出席しなくても、議決権を行使できる方法にはどのようなものがあるか p 28

会社法の一部を改正する法律について

令和元年12月11日

令和2年9月1日更新

令和3年3月1日更新

法務省民事局

令和元年12月4日、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が成立しました（同月11日公布）。会社法は平成17年に制定され、平成26年に改正されました。平成26年の改正時に設けられた附則においては、平成26年改正法の施行後2年を経過した場合において、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずるものとされてきました。また、平成26年の改正後にも、会社法の更なる見直しについて、様々な指摘がされていました。今回の改正は、これらの指摘等を踏まえ、会社をめぐる社会経済情勢の変化に鑑み、株主総会の運営及び取締役の職務の執行の一層の適正化等を図るため、会社法の一部を改正するものです。

会社法の一部を改正する法律の概要

- ① 株主に対して早期に株主総会資料を提供し、株主による議案等の検討期間を十分に確保するため、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主に対し当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知する方法により、株主に対して株主総会資料を提供することができる制度を創設することとしています。
- ② 株主提案権の濫用的な行使を制限するため、株主が同一の株主総会において提案することができる議案の数を制限することとしています。
- ③ 取締役の報酬等を決定する手続等の透明性を向上させ、また、株式会社が業績等に連動した報酬等をより適切かつ円滑に取締役に付与することができるようにするため、上場会社等の取締役会は、取締役の個人別の報酬等に関する決定方針を定めなければならないこととするとともに、上場会社が取締役の報酬等として株式の発行等をする場合には、金銭の払込み等を要しないこととするなどの規定を設けることとしています。
- ④ 役員等にインセンティブを付与するとともに、役員等の職務の執行の適正さを確保するため、役員等がその職務の執行に関して責任追及を受けるなどして生じた費用等を株式会社が補償することを約する補償契約や、役員等のために締結される保険契約に関する規定を設けることとしています。
- ⑤ 我が国の資本市場が全体として信頼される環境を整備するため、上場会社等に社外取締役を置くことを義務付けることとしています。
- ⑥ 社債の管理を自ら行う社債権者の負担を軽減するため、会社から委託を受けた第三者が、社債権者による社債の管理の補助を行う制度（社債管理補助者制度）を創設することとしています。
- ⑦ 企業買収に関する手続の合理化を図るため、株式会社が他の株式会社を子会社化するに当たって、自社の株式を当該他の株式会社の株主に交付することができる制度を創設することとしています。
- ⑧ その他、会社の支店の所在地における登記を廃止するなど。

会社法の一部を改正する法律の施行日

今回の改正は、令和3年3月1日から施行されます。ただし、①および⑧の株主総会資料の電子提供制度の創設等の一部の改正については、公布の日から3年6月以内の政令で定める日（令和5年（2023年）6月3日）から施行されることとされており、追って政令で定めることを予定しています。

令和元年12月11日公布

会社法が 改正されます

令和3年3月1日施行予定

- 取締役に対する報酬の付与や費用の補償等に関する規定の整備
- 監査役会設置会社における社外取締役の設置の義務付け等

令和4年施行予定

- 株主総会資料の電子提供制度の創設等



1 はじめに

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が、令和元年12月4日に成立し、同月11日に公布されました。この法律は、令和3年3月1日から施行されます（株主総会資料の電子提供制度の創設及び会社の支店の所在地における登記の廃止については、令和4年中の施行を予定しています）。

今回の会社法の改正は、会社をめぐる社会経済情勢の変化に鑑み、株主総会の運営及び取締役の職務の執行の一層の適正化等を図ることを目的とするものです。これにより、日本企業のコーポレート・ガバナンスが更に向上し、日本企業の競争力や日本企業に対する内外の投資家からの信頼がより高まり、ひいては、日本経済の成長に大きく寄与するものと期待されています。

2 株主総会に関する規律の見直し

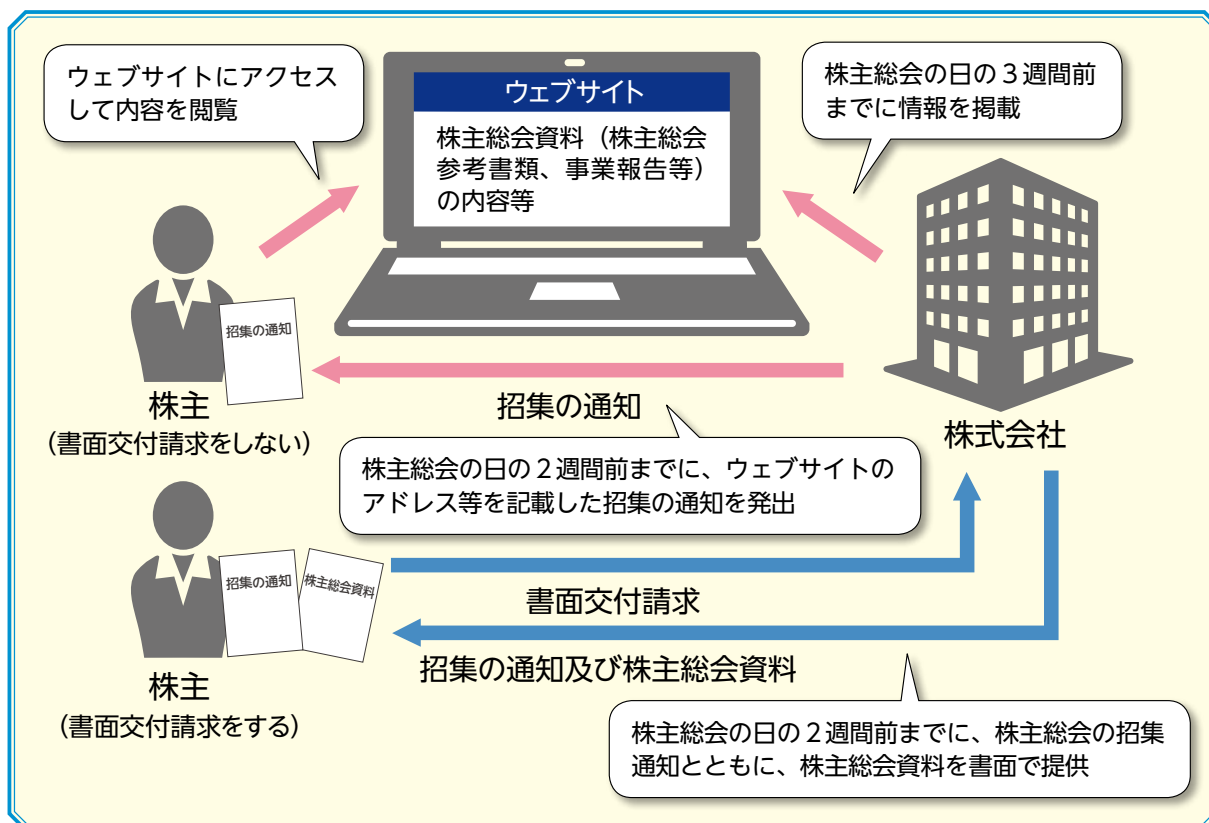
(1) 株主総会資料の電子提供制度の創設

株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主に対し、当該ウェブサイトのアドレス等を書面により通知することによって、株主総会資料を提供することができる制度（株主総会資料の電子提供制度）を新たに設けることとしています。

株主総会資料の電子提供制度において、株主総会資料のウェブサイトへの掲載を開始する日については、株主総会の日から3週間前の日又は招集の通知を発した日のいずれか早い日とすることとしています。

この制度の創設により、株式会社は、印刷や郵送のために要する時間や費用を削減することができるようになり、印刷や郵送が不要となることに伴い、株主に対し、従来よりも早期に充実した内容の株主総会資料を提供することができるようになることなどが期待されます。

他方で、インターネットを利用することが困難である株主の利益に配慮し、株主は、株式会社に対し、株主総会資料に記載すべき事項を記載した書面の交付を請求することができることとしています。



(2) 株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置の整備

株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置として、株主が同一の株主総会において提出することができる議案の数を10までとする上限を新たに設けることとしています。

3 取締役等に関する規律の見直し

(1) 取締役の報酬に関する規律の見直し

取締役の報酬等の内容の決定手続等に関する透明性を向上させるとともに、株式会社が業績等に連動した報酬等を適正かつ円滑に取締役に付与することができるようにするための改正を行っています。

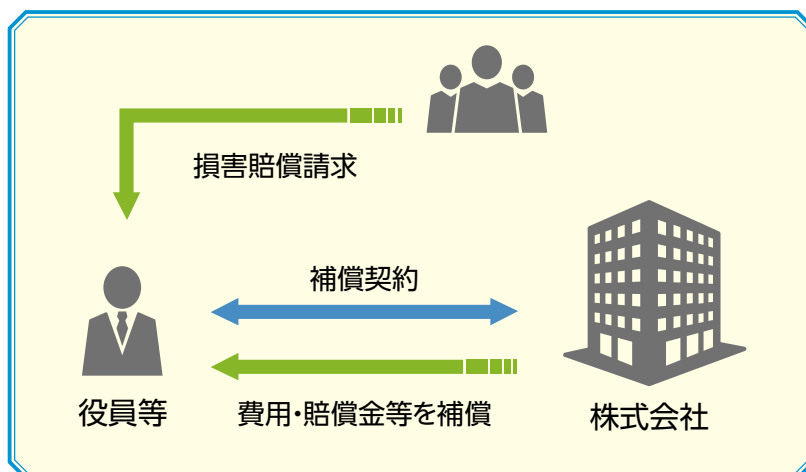
- ① 上場会社等の取締役会は、定款の定めや株主総会の決議により取締役の個人別の報酬等の内容が具体的に定められない場合には、その内容についての決定方針を定めなければならないこととしています。
- ② 取締役の報酬等として当該株式会社の株式又は新株予約権を付与しようとする場合には、定款又は株主総会の決議により、当該株式又は新株予約権の数の上限等を定めなければならないこととしています。

- ③ 上場会社が取締役の報酬等として株式の発行等をする場合には、金銭の払込み等を要しないこととしています。

(2) 会社補償及び役員等のために締結される保険契約に関する規律の整備

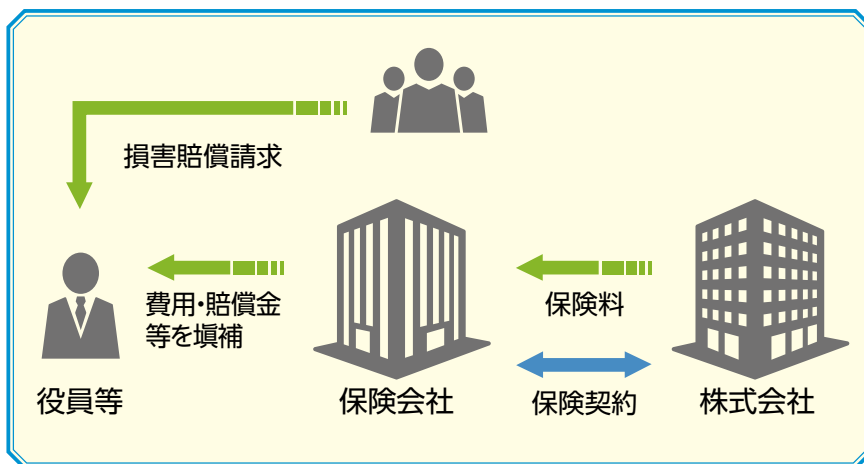
① 会社補償

会社補償（役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用や、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における損失の全部又は一部を、株式会社が当該役員等に対して補償すること）が適切に運用されるように、補償契約を締結するための手続や補償をすることができる範囲等を明確にするなど、会社補償に関する規定を新たに設けることとしています。



② 役員等のために締結される保険契約

いわゆる会社役員賠償責任保険（D&O保険）が適切に運用されるように、契約の締結に必要な手続等を明確にするなど、役員等のために締結される保険契約に関する規定を新たに設けることとしています。



(3) 社外取締役の活用等

① 業務執行の社外取締役への委託

マネジメント・バイアウトの場面や親子会社間の取引の場面など、株式会社と取締役との利益が相反する状況にあるとき、その他取締役が当該株式会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、当該株式会社は、その都度、取締役会の決議によって、当該株式会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができることとし、委託された業務の執行をしても社外取締役の資格を失わないこととしています。

② 社外取締役を置くことの義務付け

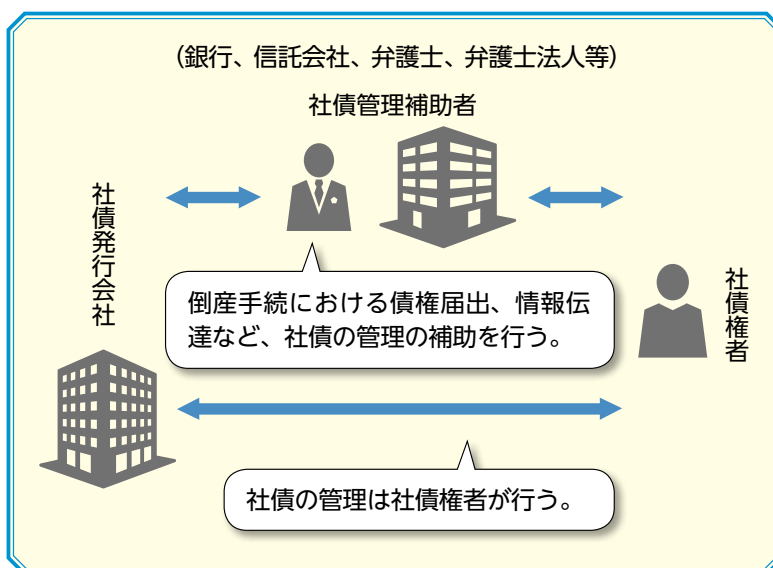
我が国の資本市場が信頼される環境を整備し、上場会社等については、社外取締役による監督が保証されているというメッセージを内外に発信するため、上場会社等は社外取締役を置かなければならないこととしています。

4 その他の改正

(1) 社債の管理に関する規律の見直し

① 社債管理補助者制度の創設

会社が、社債を発行する場合において、社債管理者を定めることを要しないときは、社債管理者よりも権限及び裁量が限定された社債管理補助者を定め、社債権者による社債の管理を補助することができる社債管理補助者制度を新たに設けることとしています。



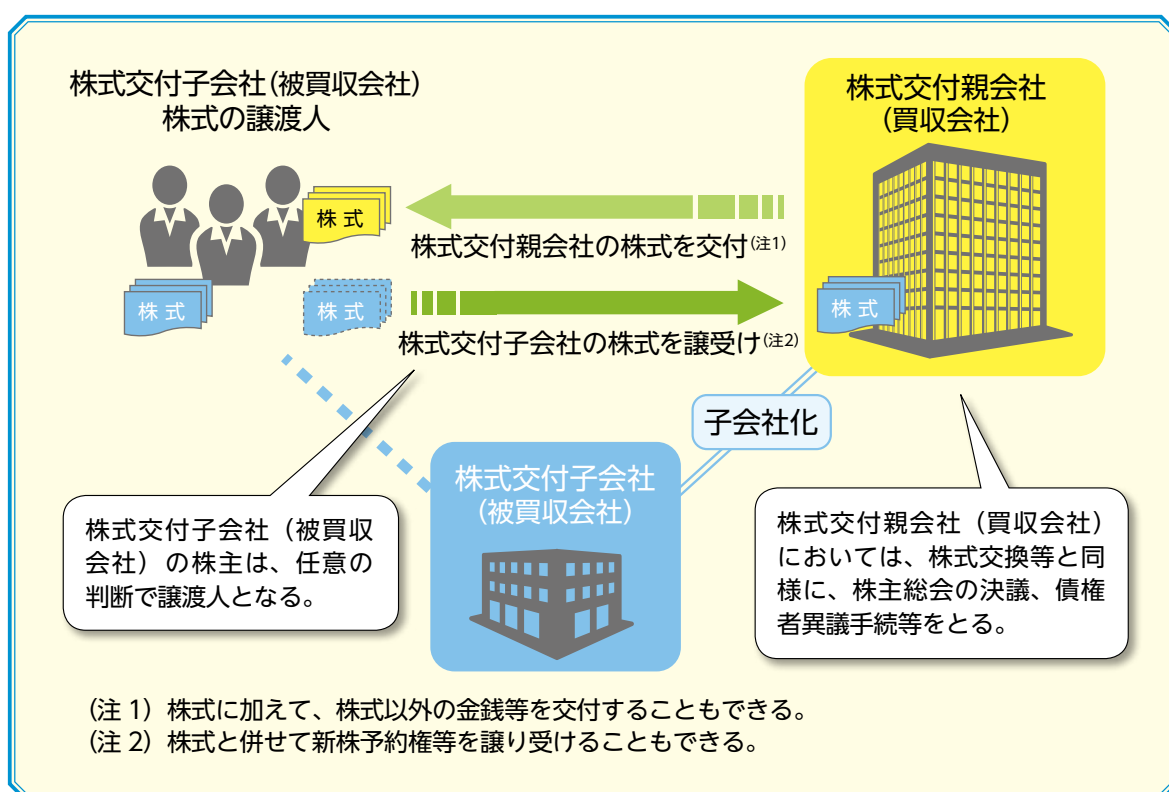
② 社債権者集会

社債権者集会の決議により、社債に係る債務の全部又は一部の免除をすることができることを明確化することとしています。

また、社債権者集会の目的である事項について提案がされた場合において、当該提案につき議決権者の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなすこととし、かつ、その場合には、社債権者集会の決議についての裁判所の認可を受けることを要しないこととしています。

(2) 株式交付制度の創設

他の株式会社を買収しようとする株式会社（買収会社）がその株式を対価とする手法により円滑に当該他の株式会社（被買収会社）を子会社とすることができるように、買収会社が被買収会社をその子会社とするために被買収会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として買収会社の株式を交付することができる株式交付制度を新たに設けることとしています。



(3) その他

- ① 株式会社が、当該株式会社の取締役等の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、監査役設置会社にあつては各監査役、監査等委員会設置会社にあつては各監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては各監査委員の同意を得なければならないこととしています。
- ② 株主が議決権行使書面等の閲覧等の請求をする場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならないこととし、また、株式会社が、当該請求を拒むことができる場合について、一定の拒絶事由を明文化することとしています。
- ③ 新株予約権に関する登記事項についての規律を改め、募集新株予約権について募集事項として募集新株予約権の払込金額の算定方法を定めた場合であっても、原則的には、募集新株予約権の払込金額を登記すれば足りることとし、例外的に、登記の申請の時までに募集新株予約権の払込金額が確定していないときは、当該算定方法を登記しなければならないこととしています。
- ④ 会社の支店の所在地における登記を廃止することとしています。
- ⑤ 成年被後見人等についての取締役等の欠格条項を削除し、成年被後見人等であっても、取締役等に就任することができることとした上で、成年被後見人等の取締役等への就任及び成年被後見人等がした取締役等の資格に基づく行為の効力に関する規律の整備を行うこととしています。



法務省民事局参事官室

東京都千代田区霞が関 1-1-1

TEL 03-3580-4111 (代)

改正の内容については法務省ホームページをご覧ください。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00001.html



(法務省ホームページ)

法改正 情報	はじめての会社法 ＜第5版＞	8716
-----------	---------------------------	------

本書において刊行後に法改正がございました。

そのため、内容の一部に変更が生じております。恐れ入りますが、本法改正情報をご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC 出版

P64 「社外取締役」 に関するコラム について	<p>本書掲載の「アドバンスト なぜ、新しい機関設計が作られたか」の内容につき、以下のとおり、法改正があり、2021年3月に施行されましたので、補足して学習してください。</p> <p>「監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、社外取締役を置かなければならない」（327条の2）と、社外取締役の設置が義務づけられた。</p>
-----------------------------------	---

以 上